

# 危機言語話者の育成事業 委託実施要項

令和7年10月24日  
文化庁次長決定

## 1 趣 旨

言語の習得においては、発音や文法などの知識を体系的に学ぶとともに、学んだ知識を使って、学んだ言語を発することが必要である。

本事業は、“Atlas of the World’s Languages in Danger”(平成9年 ユネスコ)において、日本国内で消滅の危機にあるとされた言語を対象として、「言語の巣」に代表される、日常生活における、消滅の危機にある言語による会話をを行う経験を重ねられる場を設け、消滅の危機にある言語での会話ができたという実感を得られるようにすることで、国連「国際先住民言語のための 10 年:2022 年～2032 年」の世界行動計画(令和3年ユネスコ)における「将来の世代に引き継ぐことができるアクティブなユーザーの数を増やすことにより、持続可能性を強化することが緊急に必要である」という指摘に応え、消滅の危機にある言語の状況を改善しようとするものである。加えて、効果的なプログラムについては、開発した対象言語以外の消滅の危機にある言語における取組においても共有していく。

## 2 委託業務の内容

文化庁は、上記1の趣旨を実現するため、以下の業務を委託する。

- (1) 消滅の危機にある言語を「話す」、「書く」といった発信に必要な知識の学習プログラムの開発
- (2) 「言語の巣」に代表される、日常生活における、消滅の危機にある言語による会話をを行う経験を重ねられる場や文章による発信を行う経験を重ねられる場を設けるプログラムの開発
- (3) 消滅の危機にある言語を発した音声データと音声データに基づくテキスト、日本語共通語翻訳から成るデータセットの作成
- (4) (1)(2)のプログラムの効果測定手法の開発
- (5) その他、消滅の危機にある言語の話者育成に必要な取組

### 3 業務の委託先

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、法人格を有する団体に業務を委託する。

### 4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日、又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

### 5 委託手続

- (1)団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2)文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、外部有識者の意見を参考として、内容が適切であると認めた場合、団体に業務を委託する。

### 6 委託経費

- (1)文化庁は、予算の範囲内で業務に必要な経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2)文化庁は、委託団体が本契約の定めに違反したとき又は委託業務の遂行が困難であると認めたとき(関係者が諸法令を違反した場合を含む。)は、契約の解除及び経費の全部又は一部に係る委託費の返還を命じることができる。

### 7 業務完了の報告

受託団体は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了(廃止)した日から30日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

### 8 委託費の額の確定

- (1)文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について照会及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2)上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 9 その他

- (1)文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2)文化庁は、本委託業務の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。
- (3)文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4)受託団体は、本委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5)この要項で定める事項のほか、本委託業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。